

普通倉庫荷役料率表

(平成 21 年 6 月 1 日実施)

N X 境港海陸株式会社

目 次

I 料率の種類及び額	(1)
1. 基本料率	(1)
2. 割増料率及び割引料率	(4)
3. その他の料率	(5)
4. 消費税等の加算	(8)
II 料率の適用	(9)
1. 料率表に記載のない貨物	(9)
2. 料金の計算	(9)
3. 割増料率	(10)
4. 割引料率	(11)
5. その他の料率	(11)
6. 個別に協議して定める料金	(13)
III 普通倉庫荷役料級地表	(14)

I 料率の種類及び額

1. 基本料率 (1トンにつき, 単位 円)

品目		A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	
ユニ タイ ズ 貨 物	コンテナ 実入	590	530	510	470	430	
	空	500	450	440	400	370	
	トラック・自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容量20トン未満のもの)	690	620	600	560	510	
完 成 車	(重量5トン以上又は容量20トン以上のもの)	1,040	940	910	840	770	
	パレタイズ貨物・バンパック・ バッグコンテナ・プレスリング	890	850	830	760	700	
包	袋物(紙・ビニール・化合織・綿製袋入)	1,380	1,250	1,210	1,110	1,020	
	袋物(紙・ビニール袋入)	1,170	1,050	1,020	940	870	
	袋物(麻袋入)	980	880	860	790	730	
	たる物	820	730	720	660	610	
装	べール物	1,010	910	890	820	750	
	その他のべール物(綿 花、羊毛、麻類、化合織 綿・石綿、生ゴム、パル プ)	1,240	970	940	870	800	
	板ガラス	1,540	1,380	1,350	1,240	1,140	
品	生糸	1,700	1,530	1,490	1,370	1,260	
	雑貨類・機械類 (1個当たり5トン未満のもの)	1,280	1,200	1,170	1,080	990	
	農水産物・製茶・コルク	1,100	990	960	890	820	
	機械類(1個当たり5トン以上のもの)	1,040	940	910	840	770	
	タイヤ	830	740	720	660	610	
有 姿 貨 物	巻取紙(内地産)	930	830	810	740	680	
	木 材	原木	810	750	730	670	620
		南洋材・米國材	800	720	690	640	590
		北洋材	830	750	730	670	620
製材	830	750	730	670	620		
鋼 材	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)	1,300	1,160	1,130	1,040	960	
	一般鋼材(口径12イン チ未満の鋼管を含む)	990	890	870	800	730	
	鋼管(口径12インチ以 上のもの)・コイル	850	760	740	680	620	
	石材	900	810	780	720	660	
濃 貨 物	燐 砒 石 ・ 肥 料	900	750	720	660	610	
	磁 物 ・ 土 石	1,060	960	930	860	790	
	砂 糖	830	750	730	670	620	
	塩	770	690	680	630	570	

品	目	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
その他	繊維類 (撤 扱)	2,380	2,140	2,110	1,940	1,790
	紙類 (撤 扱)	1,930	1,730	1,710	1,570	1,450
	家庭用電気・ガス石油器具	990	890	880	810	750

庫出コンテナ詰又はコンテナ出し庫入作業料金

(1トンにつき、単位 円)

区分	地区	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
袋物・ペール物及びこれらに類似した作業能率のもの		2,700	2,170	2,130	1,960	1,800
雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの		2,420	1,950	1,910	1,800	
ユニタイズ貨物、機械類(1個当り5トン以上のもの)完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの		2,170	1,800	1,800		

2. 割増料率及び割引料率

(1) 割増料率

種 別	内 容	割増率又は割増額					
冬 期 荷 役 (12月1日～3月31日)	福島県、宮城県、岩手県	基本料率の2割増					
	青森県、岩手県の内水沢及びその以北、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、京都府の内舞鶴及びその以北、鳥取県、島根県、岐阜県の内高山及びその以北	基本料率の3割増					
	北海道	基本料率の4割増					
接岸船舶の積卸しに直接接続する庫入庫出の荷役		基本料率の2割5分増					
半 夜 荷 役	17時から21時30分までの間における荷役	基本料率の6割増					
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における荷役	基本料率の6割増					
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料率の10割増					
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料率の1割増					
超過距離荷役	基本距離(50メートル)を超える距離の荷役であってその超過距離が50メートル以内のもの	1トにつき	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
		撒貨物	190円	171円	167円	153円	140円
		一般貨物	230円	206円	203円	187円	172円
多階建倉庫荷役	2階以上の倉庫への貨物の庫入又は2階以上の倉庫からの貨物の庫出荷役	基本料率の3割増以内					

(2) 割引料率

種 類	内 容	割 引 率
大口数量割引	荷主からの1荷役引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合	1,000トン以上～3,000トン未満 全量 基本料率の5%割引
		3,000トン以上 全量 基本料率の7%割引
長期大量割引	同一荷主から3か月以上の長期契約に基づき、1回当たり3,000トン以上の荷役を1か月に2回以上、3か月連続して引き受けた場合	1回当たり3,000トン以上の荷役につき 基本料率の5%割引

3. その他の料率

(1) 特殊荷役料率

はい替	基本料率の 8 割
仕 訳	基本料率の 3 割
看 貫	基本料率の 3 割 (計量器使用、検量立会人の費用は含まず。別途実費を申し受けます。)
仮 置	基本料率の 3 割
庫移し	庫入及び庫出料率の合算額

(2) 量目調整料 実費を申し受けます。

(3) 荷直料

(1トンにつき、単位 円)

区 分		地 区	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	E 地区
麻 袋	メイズ、マイロ、大豆、大麦			190		172	160
	その他			160		144	132
紙袋、ビニール袋				190		172	160

(注1) 本料率は取扱貨物全数量に適用します。

(注2) 本料率には材料費を含みません。

(注3) 袋物以外は実費を申し受けます。

(4) 待機料

(1口1時間につき、単位 円)

		4～6人 (5人)	7～9人 (8人)	10～12人 (11人)	13～15人 (14人)	16～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼 間 8時30分から 17時00分まで	A 地区	20,740	33,130	45,560	58,000	70,420	82,850
	B 地区	18,580	29,690	40,830	51,970	63,100	74,250
	C 地区	18,210	29,090	40,010	50,930	61,830	72,760
	D 地区	16,760	26,760	36,820	46,850	56,900	66,930
	E 地区	15,420	24,620	33,870	43,100	52,340	61,570
半 夜 17時00分から 21時30分まで	A 地区	32,260	51,540	70,870	90,220	109,540	128,880
	B 地区	28,900	46,180	63,520	80,840	98,150	115,500
	C 地区	28,330	45,260	62,240	79,220	96,180	113,180
	D 地区	26,060	41,640	57,270	72,900	88,500	104,130
	E 地区	23,980	38,300	52,680	67,060	81,420	95,800

(5) 最低料金

(1口につき、単位 円)

		4～6人 (5人)	7～9人 (8人)	10～12人 (11人)	13～15人 (14人)	16～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼 間 8時30分から 17時00分まで	A 地区	164,520	262,850	361,450	460,130	558,630	657,310
	B 地区	147,390	235,510	323,890	412,260	500,560	589,020
	C 地区	144,440	230,800	317,410	404,020	490,550	577,250
	D 地区	132,900	212,370	292,000	371,700	451,330	531,060
	E 地区	122,260	195,370	268,640	341,970	415,230	488,570
半 夜 17時00分から 21時30分まで	A 地区	164,520	262,850	361,450	460,130	558,630	657,310
	B 地区	147,390	235,510	323,890	412,260	500,560	589,020
	C 地区	144,440	230,800	317,410	404,020	490,550	577,250
	D 地区	132,900	212,370	292,000	371,700	451,330	531,060
	E 地区	122,260	195,370	268,640	341,970	415,230	488,570

(6) トラック積卸手伝料金

基本料率の5割以内

4. 消費税等の加算

料金の総額に消費税（地方消費税を含む。）に相当する金額を、別途加算の上申し受けます。ただし、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではありません。

II 料率の適用

1. 料率表に記載のない貨物

基本料率表に記載のない貨物については、基本料率表に記載の貨物と荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料率を適用し、類似した貨物がない場合は、荷主と協議の上決定した料率を基本料率とします。

2. 料金の計算

料金の計算は次によります。

- (1) 計算トン数（コンテナを除く。）は、重量1,000キログラムをもって1トンとして計算したトン数又は体積1.133立方メートルをもって1トンとして計算したトン数のいずれか大なる方とします。

なお、慣例により計算トン数の算出に当たり重量に一定の係数を乗じて得た数値を使用している場合には、その例によります。

ただし、次の場合の係数は、それぞれの定めるところによります。

イ. 袋物のメイズ、マイロ、大豆、大麦	1.2
ロ. 袋物のペレット状飼料	1.3
ハ. 袋物のふすま	1.8

- (2) コンテナの計算トン数は、実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンとします。

20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

- (3) 1個の体積が0.025立方メートルに満たない貨物は、1個の体積を0.025立方メートルとして計算トン数の算出を行います。
- (4) 割増料率又は割引料率が重複する場合は、基本料率にそれぞれの割増率又は割引率を乗じて得た額を基本料率に加算し、又は基本料率から差し引きます。また超過距離荷役が重複する場合には、その割増額を基本料率に加算します。
- (5) 庫入又は庫出1回の料金の総額が1,000円に満たないときは、1,000円を申し受けます。
- (6) 消費税等の加算については
 - イ. 料金の総額に消費税（地方消費税を含む。）に相当する金額を別途加算の上申し受けます。
 - ロ. 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

3. 割増料率

割増料率の適用は次の通りとします。

(1) 半夜荷役割増

17時より21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 土曜日荷役割増

土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役について、所定の土曜日荷役割増を適用します。

(3) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日・国民の祝日（振替休日を含む）及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(4) 雨天・雪天荷役割増

荷主の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合には所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

(5) 超過距離荷役割増

基本距離を超える距離の荷役であって、その超過距離が50メートル以内のものについて所定の超過距離荷役割増を適用します。

(6) 多階建倉庫荷役割増

2階以上の倉庫への貨物の庫入、又は2階以上の倉庫からの貨物の庫出を伴う荷役について、所定の多階建倉庫荷役割増を適用します。

4. 割引料率

割引料率の適用は次の通りとします。

(1) 大口数量割引

荷主からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合には、所定の大口数量割引を適用します。

(2) 長期大量割引

同一荷主から、3か月以上の長期契約に基づき、1回当たり3,000トン以上の荷役を1か月に2回以上、3か月以上連続して引き受けた場合、当該荷役については所定の長期大量割引を適用します。

5. その他の料率

その他の料率の適用は次の通りとします。

(1) 特殊荷役料

本料金は、貨物のはい替、仕訳、看賞、仮置、庫移し作業を行った場合に適用し

ます。

ただし、看買作業における計量器使用及び検量立会人の費用は、本料金とは別に実費を申し受けます。

なお、本料金に対してはⅠ－２（割増料率及び割引料率）、Ⅱ－１（料率表に記載のない貨物）及び同２（料金の計算）の規定を適用します。

(2) 量目調整料

本料金は、貨物の量目調整作業を行った場合に適用します。

(3) 荷直料

本料金は、荷直作業を行った場合に適用します。

(4) 待機料

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては８時30分、半夜荷役にあつては17時00分）以降における本船入港待又は天候若しくは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、８時30分から17時00分までの間、半夜荷役にあつては、17時00分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料を適用します。

ただし、待機事由が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(5) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限ります。

イ、荷役手配の取消の場合

(イ) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降２時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

ロ、半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は少量作業若しくは荷役待機等により、昼間荷

役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

(6) トラック積卸手伝料金

本料金は、トラック積卸作業を要請により手伝った場合に適用します。

6. 個別に協議して定める料金

- (1) 特殊な貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）の荷役、又は特別な荷役（荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料率のほかに、荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 荷主の要求により検品、改装、改梱、見本採取、特殊仕訳、マーク刷、エフ付、詰合せ、詰替えその他の作業を行った場合には、荷主と協議の上別途実費を申し受けます。
- (3) 基本距離を超える距離の荷役であって、その超過距離が50メートルを超える場合は、基本料率のほかに、荷主と協議の上別途実費を申し受けます。
- (4) 荷主の要求により、特別な荷役機械、資材等を使用した場合には、荷主と協議の上別途実費を申し受けます。
- (5) 天災等特別な事由により、労働者の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り荷主と協議の上、特別料金を申し受けることがあります。
- (6) 高価品の明告ある貨物、危険品貨物は、荷主と協議の上決定した料金を申し受けます。
- (7) 荷主の要求により、電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行う場合は、荷主と協議の上決定した料金を申し受けます。
- (8) 本料率表に記載のない事項については、その都度荷主と協議の上決定した料金を申し受けます。

Ⅲ 普通倉庫荷役料級地表

都道府県	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
北海道			札幌市、石狩町	函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、留萌市、旭川市、帯広市、苫小牧市	その他
青森				青森市、弘前市、八戸市	〃
秋田				秋田市、男鹿市	〃
岩手				盛岡市、矢巾町	〃
山形					全県
宮城			仙台市、多賀城市、塩釜市	名取市、岩沼市、石巻市、七ヶ浜町	その他
福島				福島市、郡山市、いわき市、会津若松市	〃
群馬				前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、館林市、太田市、大間々町、邑楽町、大泉町	〃
栃木				宇都宮市、足利市、小山市	〃
茨城				水戸市、土浦市、日立市、鹿島町、神栖町、波崎町	〃
埼玉			浦和市、大宮市、川口市、与野市、蕨市、戸田市、和光市、上尾市、川越市、所沢市、草加市、春日部市、岩槻市、飯能市、新座市、朝霞市、志木市、人間市、鳩ヶ谷市、三郷市、八潮市、越谷市、狭山市、三芳町	熊谷市、深谷市、鴻巣市、本庄市、桶川市、久喜市、北本市、羽生市、行田市、吹上町、岡部町、児玉町	〃
千葉			千葉市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、我孫子市、野田市、市川市、四街道市、八千代市、佐倉市、袖ヶ浦市	習志野市、銚子市、木更津市、館山市、八街市	〃
東京	島嶼を除く 東京都				島嶼
神奈川	横浜市、川崎市		横浜賀市、逗子市、厚木市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、相模原市、大和市、海老名市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町	その他	

都道府県	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
静岡県			清水市	沼津市、静岡市、浜松市、三島市、富士市、焼津市、藤枝市、磐田市、袋井市、豊田町、可美村	その他
山梨県				甲府市	〃
長野県				長野市、松本市、上田市、岡谷市、埴尻市、小諸市、須坂市、佐久市	〃
愛知県	名古屋市、東海市		一宮市、小牧市、岩倉市、大府市、知多市、稲沢市、津島市、江南市、春日井市、尾張旭市、弥富町、木曾川町、豊山町、西春町、新川町、西枇杷島町、師勝町、清洲町、大口町、大治町、飛鳥村	豊橋市、岡崎市、半田市、蒲郡市、豊田市、安城市、刈谷市、知立市、尾西市、豊川市、幸田町	〃
三重県			四日市市、川越町、朝日町	津市、松坂市、鈴鹿市、伊勢市、桑名市、木曾岬町	〃
岐阜県			岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、笠松町、岐南町、柳津町、穂積町	多治見市	〃
新潟県				新潟市、上越市、長岡市	〃
富山県				富山市、高岡市、新湊市	〃
石川県				金沢市、七尾市、小松市、野々市町	〃
福井県				福井市、敦賀市	〃
滋賀県				大津市	〃
京都府			京都市、向日市、長岡京市	舞鶴市、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町	〃
奈良県			奈良市、大和郡山市、天理市	桜井市、大和高田市、五条市、橿原市、新庄町	〃
和歌山県				和歌山市、海南市、田辺市、湯浅町、広川町	〃

都道府県	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
大阪	大阪市、堺市、泉大津市		吹田市、富田林市、羽曳野市、大東市、八尾市、東大阪市、岸和田市、貝塚市、茨木市、高槻市、守口市、摂津市、門真市、豊中市、枚方市、四条畷市、和泉市、松原市、寝屋川市、柏原市、泉佐野市、箕面市、藤井寺市、高石市、忠岡町、美原町	その他	
兵庫	神戸市		西宮市、尼崎市、明石市、川西市、伊丹市	その他	
岡山				岡山市、倉敷市	その他
広島			広島市、府中町	呉市、福山市、尾道市、向島町、海田町、坂町	〃
鳥取					全県
島根					〃
山口		下関市		宇都市、小野田市	その他
徳島				徳島市、鳴門市	〃
香川				坂出市、高松市、丸亀市	〃
愛媛				新居浜市、松山市、今治市	〃
高知				高知市	〃
福岡	北九州市門司区	北九州市（門司区を除く）	福岡市、苅田町、粕屋町、志免町	久留米市、大牟田市	〃
佐賀				唐津市、佐賀市、鳥栖市	〃
長崎				長崎市、佐世保市、大村市、諫早市、小佐々町	〃
熊本				熊本市	〃
大分				大分市、別府市、中津市	〃
宮崎				宮崎市、都城市	〃
鹿児島				鹿児島市、名瀬市	〃
沖縄			那覇市、浦添市、沖縄市	平良市、石垣市	〃